

東飯田→東・南山田→南

野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和7年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

7月		燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
			1分別 〔びん・かん ペットボトル〕	2分別 〔陶磁器類 ガラス・ 電化製品 金属アルミ類〕	3分別 〔電化製品 金属アルミ類〕	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔雑誌・雑がみ ダンボール 紙パック・衣類〕
1	火	野・南							
2	水		飯・東・南					野・南	
3	木	飯・東	野						
4	金	野・南							
5	土			東					
6	日								
7	月	飯・東							
8	火	野・南							
9	水		飯・東・南					飯・東	
10	木	飯・東	野						
11	金	野・南							

12	土			飯					
13	日								
14	月	飯・東							
15	火	野・南							
16	水		飯・東・南						野・南
17	木	飯・東	野						
18	金	野・南							
19	土			野					
20	日								
21	月	飯・東							
22	火	野・南							
23	水						飯・東・南		飯・東
24	木	飯・東					野		
25	金	野・南							
26	土			南					
27	日								
28	月	飯・東							
29	火	野・南							
30	水		飯・東・南						
31	木	飯・東	野						

ごみ袋の出し方について
 ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう！

- ・別紙「令和7年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の**朝8時30分まで**に所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

子どもの人権

いじめ、体罰、児童虐待、性被害など子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。
子どもたちは、一人ひとりの違いが大切にされ個性が尊重されることを望んでいます。そして、安心して生活できること、ゆっくりと自分づくりができることを求めています。
大人は、子どものSOSを見逃さず、ひとりの人間として最大限に尊重し、守らなければなりません。

（参考：大分県発行「子どもの人権 みんなで守り育てよう」、法務省人権擁護局「人権の擁護」より）

〈子どもに関する相談窓口〉

九重町健康・子育て支援課
こども家庭センター
…………… 0973-76-3876

九重町隣保館
…………… 0973-76-2468

子どもの人権 110 番
…………… 0120-007-110

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害をふせぐために
～本人通知制度に登録しましょう～

リサイクル

古紙類

●ダンボール

●本、雑誌、雑がみ（包装紙、菓子箱など）・牛乳やジュースの紙パック

※それぞれ分けて、ひもでしばってください。
ひもでしばれない紙は、封筒や紙袋に入れてください。

※シール・ビニールは外してください。

※酒・アルミコーティングされているパックは「燃えるごみ」に出してください。

※牛乳やジュースの紙パックは洗って広げてください。
（プラスチックのそそぎ口は切り取り「燃えるごみ」に出してください）

雑がみは捨てずにリサイクルしよう！

雑がみとは、菓子箱・包装紙・封筒・トイレトーパーの芯などの紙類のことです。雑がみを、きちんと分別してあげることでこれまでに燃やしてしまっていた「資源」が再び製品となり、またごみの減量にもつながります。大切な資源は「古紙類」に出すよう心がけましょう。

※特殊な紙については、リサイクルできませんので「燃えるごみ」に出してください。詳しい内容は、「ごみの分け方」をご覧ください。

このえ健康ダイヤル
 （電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658）